

令和6(2024)年8月6日

教派神道連合会 御中
公益財団法人全日本仏教会 御中
日本キリスト教連合会 御中
宗教法人神社本庁 御中
公益財団法人新日本宗教団体連合会 御中

公益財団法人 日本宗教連盟

(文化庁宗務課周知依頼)

マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知協力のご依頼について

この度、文化庁宗務課を介して、デジタル庁、総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室、外務省領事局政策課海外法人マイナンバーカード支援室及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課から、マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知について依頼がありましたので、別紙お送りいたします。

5団体各位には、広報の折などに関係各位へ周知・推奨いただくなど、それぞれにおいてご対応くださいますようお願い申し上げます。

<別紙依頼内容>

(1) マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行します。

本年12月2日から健康保険証の新規発行は終了しますので、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください。

簡単にマイナンバーカードを健康保険証としてご利用できますが、マイナンバーカードを健康保険証として利用できなかった場合にはご連絡ください。

(2) マイナンバーカードの国外利用が始まりました。

(3) 公金受取口座の登録ができます。

(4) スマホ用電子証明書搭載サービスが始まっています。

(5) 最新の利用者情報(基本4情報)提供サービスが始まっています。

(6) マイナンバーカードを身分証明書としてご利用ください。

<別添>

- 資料1_マイナンバーカードを健康保険証として使うには
- 資料2_マイナンバーカードをご利用ください
- 資料3_海外でもマイナンバーカードが作れます
- 資料4_本人口座登録のお願い
- 資料5_スマホ用電子証明書搭載サービス
- 資料6_公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報(4情報)提供サービス